

株 主 各 位

静岡県浜松市中沢町10番1号

ヤマハ株式会社

代表取締役社長 伊藤 修 二

第182期定時株主総会招集ご通知

拝啓 ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

さて、当社第182期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようお願い申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、同封の議決権行使書用紙または電磁的方法(インターネット等)により議決権を行使することができます。書面により議決権を行使する場合には、お手数ながら後記の「議決権の行使についての参考書類」をご検討いただき、同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示、ご押印のうえ、平成18年6月26日(月曜日)までに当社に到着するようご返送いただきたくお願い申し上げます。また、電磁的方法により議決権を行使する場合には、同じく後記の参考書類をご検討いただき、後記の「電磁的方法(インターネット等)による議決権行使のお手続きについて」(51頁)をご確認のうえ、議決権の行使をお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 平成18年6月27日(火曜日)午前10時
2. 場 所 浜松市中沢町10番1号 当社18号館1階
(末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照ください。)

3. 会議の目的事項

報告事項

1. 第182期(平成17年4月1日から平成18年3月31日まで)営業報告書、連結貸借対照表および連結損益計算書の内容ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第182期(平成17年4月1日から平成18年3月31日まで)貸借対照表および損益計算書の内容報告の件

決議事項

第1号議案

第182期利益処分案承認の件

第2号議案

定款一部変更の件

議案の要領は、後記の「議決権の行使についての参考書類」(36頁から44頁まで)に記載のとおりであります。

第3号議案

取締役8名選任の件

第4号議案

監査役1名選任の件

第5号議案

退任取締役および退任監査役に対する退職慰労金贈呈ならびに取締役および監査役に対する退職慰労金制度廃止に伴う退職慰労金打ち切り支給の件

以 上

(お願い) 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

(添付書類)

営業報告書

(平成17年4月1日から
平成18年3月31日まで)

I 営業の概況

1. 企業集団の営業の経過および成果

(1) 全般的営業の状況

当連結会計年度におけるわが国経済は、企業収益の好調さを背景に、雇用環境の改善が進み、個人消費や設備投資、輸出が堅調に推移しました。海外の景気は、米国、中国その他アジア諸国で拡大が続き、欧州でも緩やかな回復傾向が見られました。

このような状況の中で当社グループは、中期経営計画「^{ワイエスディーゴーゼロ}Y S D 5 0」の目標実現に向けて諸施策を実施してまいりました。

顧客のライフスタイルに合わせた新しいコンセプトの音楽教室や店舗の開設を進め、国内楽器市場の活性化に取り組んだほか、中国でも、音楽教室事業を開始し、更なる中国市場開拓のための環境整備を行いました。また、設備音響市場での事業拡大を目指して米国に設備音響販売のための現地法人を設立しました。

技術開発力、商品企画力の向上に努め、それぞれの事業分野において多くの新商品・サービスを市場に投入しました。音とネットワークに関する独自技術を活かした新たな商品群の提案を行っていくために、サウンドネットワーク事業部を設置しました。

製造改革では、生産性の向上とピアノ製造における技術・技能の伝承を図るため、国内ピアノ生産拠点を平成23年までに、段階的に掛川工場に集約することを決定しました。業務・事業構造改革につきましては、引き続きSCMシステムの構築、スタッフ部門の効率化、不採算事業の再構築に努めました。また、環境ISOなどの環境問題にも積極的に取り組み、平成17年5月末には当社国内生産拠点のすべてにおいて廃棄物ゼロエミッションを達成しました。

販売の状況につきましては、楽器事業、リビング事業は売上げ増加となりましたが、電子機器・電子金属事業が大幅な売上げ減少となりました。その結果、

当連結会計年度の売上高は5,340億84百万円(前期比0.0%増加)となりました。

損益につきましては、半導体の売上げ減少と利益率の低下により、経常利益は352億44百万円(前期比14.7%減少)、当期純利益は281億23百万円(前期比42.8%増加、ただし、前期は、固定資産の減損に係る会計基準の早期適用による特別損失と厚生年金基金の代行部分の過去分返上に伴う特別利益の差額として127億76百万円の損失を計上しています。)となりました。

YSDはYAMAHA Sustainable Development(持続的な発展)の頭文字を指し、50は「500億円の利益水準+実質有利子負債ゼロ」の目標を表すものです。

(2) 事業別営業の状況

[楽器事業]

ピアノは、国内では総需要の減少傾向が続きましたが、米国のグランドピアノ販売が好調に推移し、また中国でも伸長したことにより、売上げ増加となりました。電子楽器は、エレクトーンが「^{ステージア}STAGEA」の需要一巡から大幅な売上げ減少となりましたが、電子ピアノの新商品「P-70/140」やポータブルキーボード「^{タイロス2}Tyros 2」が売上げを伸ばしました。また、音響機器は、新商品「^{エムセブンシーエル}M7CL」をはじめとするデジタルミキサーが好調に推移したほか、ネキソ社との業務提携などにより商品力の充実を図った結果、欧米を中心に売上げ増加となりました。管・弦・打楽器は、管楽器が国内、北米およびアジアで売上げを伸ばしました。

教室収入につきましては、音楽教室では、郊外型教室「ユニスタイル」や成人向け教室「コア100」を積極的に展開するとともに、生徒募集活動にも注力した結果、売上げ増加となりました。また、英語教室でも着実に売上げを伸ばしました。コンテンツ配信収入は、「着うた」や広告収入の伸長により売上げ増加となりました。

以上により、当事業の売上高は3,140億78百万円(前期比3.8%増加)となりました。営業利益は、販売管理費の増加により141億32百万円(前期比0.4%減少)となりました。

[AV・IT事業]

オーディオは、新商品のデジタル・サウンド・プロジェクター「^{ワイエスピー}YSP」シリーズがヒット商品となりましたが、ホームシアター市場の低迷等により、売

上げ減少となりました。

情報通信機器は、中小企業向けVPNルーター市場での競争激化と低価格化が進行したため、売上げ減少となりました。

以上により、当事業の売上高は759億39百万円（前期比2.3%減少）、営業利益は21億13百万円（前期比42.1%減少）となりました。

[電子機器・電子金属事業]

電子機器事業は、携帯電話用音源LSIの需要減少と低価格化の進行により、大幅な売上げ減少となりました。

電子金属事業は、半導体市場の回復および銅・ニッケル地金の価格上昇によりリードフレームが売上げを伸ばしました。

以上により、当事業の売上高は561億67百万円（前期比18.7%減少）、営業利益は79億27百万円（前期比60.3%減少）となりました。

[リビング事業]

ショールームを拡充し、集客に努めたほか、リフォーム事業の強化に取り組みました。人造大理石シンクを採用したシステムキッチンが好調に売上げを伸ばしました。また、製造コストの低減による損益の改善も進みました。

以上により、当事業の売上高は452億14百万円（前期比5.5%増加）、営業利益は11億69百万円（前期は営業損失24百万円）となりました。

[レクリエーション事業]

宿泊収入は順調に推移したものの、婚礼収入の減少等により、売上げは減少となりましたが、主に減価償却費の減少により販売管理費が減少したことから、損益は改善しました。

以上により、当事業の売上高は180億13百万円（前期比1.5%減少）、営業損失17億89百万円（前期は営業損失22億53百万円）となりました。

[その他の事業]

ゴルフ事業では、高反発規制に対応した新ゴルフクラブ「^{インプレスエックス}inpres X」が国内外で好調に推移しました。

FA機器事業は堅調に推移し、金型・部品事業も、マグネシウム部品の受注が回復したことから売上げ増加となりました。

自動車用内装部品事業は、現行モデル向けは減少しましたが、新規モデル向けが順調に伸びたことから、売上げ増加となりました。

以上により、当事業の売上高は246億71百万円（前期比4.7%増加）、営業利益は5億82百万円（前期比245.4%増加）となりました。

事業別売上高は次のとおりであります。

事業区分	売上高	前期比増減率	構成比率
楽 器	314,078 ^{百万円}	3.8 %	58.8 %
A V ・ I T	75,939	△ 2.3	14.2
電子機器・電子金属	56,167	△18.7	10.5
リ ピ ン グ	45,214	5.5	8.5
レ ク リ エ ー シ ョ ン	18,013	△ 1.5	3.4
そ の 他	24,671	4.7	4.6
合 計	534,084	0.0	100.0

2. 企業集団の設備投資および資金調達の状況

設備投資の状況につきましては、新商品開発、研究、合理化投資を中心に228億82百万円（前期比0.8%増加）の投資を行いました。

資金調達の状況につきましては、特に記載すべき事項はありません。

3. 企業集団が対処すべき課題

当社グループは、中期経営計画「^{ワイエスディーコーポ}Y S D 50」において、高水準の利益を安定的に創出し、持続的な発展を可能とする経営構造の実現を目指し、下記の課題に取り組んでおります。

(1) 持続的・安定的な高収益構造の確立

全ての事業の収益力を強化し、中でも楽器事業の収益性を大幅に高めることでグループ全体として安定的な高収益体質を構築します。

①〔楽器事業〕

楽器事業では、生産拠点の再編や業務プロセス改革等による固定費削減を進めるとともに、高付加価値商品の拡売、中国市場・設備音響市場での販売網構築、国内市場の活性化策等により成長を図ってまいります。

コンテンツ配信事業では、当社独自のポータルサイトを活用したコンテンツ配信等の新規ビジネス創出に努めます。

②〔AV・IT事業〕

引き続きホームシアター事業の強化とルーター事業の企業・SOHO向けソリューションビジネスの拡大を図るとともに、電話・テレビ会議システムをはじめとする新ビジネスユニットの確立による成長戦略を推進してまいります。

③〔電子機器・電子金属事業〕

電子機器事業では、携帯電話用音源LSIビジネスにおける付加価値の向上による収益確保と、音源LSIビジネス以外の領域での事業拡大に努めます。

電子金属事業では、製造改革の継続による利益基盤の確立、銅系コネクター材料事業、加工品事業の拡大に努めます。

④〔リビング事業〕

システムキッチン、システムバスを中心とする商品力の強化、製造コストダウンを図り、新築市場に加えリフォーム市場への取り組みを進めることにより、収益性の向上を図ってまいります。

⑤[レクリエーション事業]

各施設の特徴を活かした個別施策の推進と品質グレードの向上、安全性強化の徹底を通して早期黒字化を図ってまいります。

⑥[その他の事業]

ゴルフ事業では「i n p r e s s」シリーズによるブランドの存在感を確立してまいります。F A機器および金型・部品事業では、F A機器事業のI T分野・自動車分野での商品開発、金型・部品事業の損益分岐点の引き下げとマグネシウム部品事業の新分野開拓を進めてまいります。自動車用内装部品事業では、商品開発力・製造力・供給力と顧客サービス対応力の強化を図ってまいります。

⑦ さらに全社横断的なコストダウン施策として、調達コストの削減、生産ロス／品質ロスコストの削減を含む製造改革、基幹情報システムの再構築とS C M強化によるビジネスプロセス革新、I Tを活用した全社事務合理化などを進めてまいります。

(2) 独創的かつ高品質な商品開発／事業創出

各事業の中高級価格帯に注力し、ブランドポジションの優位性を高めると同時に、当社グループの総合力を活かした独創的な新規商品の提案および新規事業創出により新たな需要を開拓します。

(3) 企業の社会的責任を重視した経営

企業価値／ブランド価値の持続的な増大・発展を目指すために経済面、環境面、社会面での求められる責任を果たすとともに、継続的改善のためのマネジメントシステムを整備してまいります。

株主の皆様におかれましては、今後とも一層のご指導、ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

4. 企業集団および当社の営業成績および財産の状況の推移

(1) 企業集団の営業成績および財産の状況の推移

区 分	平成15年3月期 第179期	平成16年3月期 第180期	平成17年3月期 第181期	平成18年3月期 第182期
売上高(百万円)	524,763	539,506	534,079	534,084
経常利益(百万円)	33,839	51,036	41,302	35,244
当期純利益(百万円)	17,947	43,541	19,697	28,123
1株当たり当期純利益	86 ^円 65 ^銭	210 ^円 63 ^銭	95 ^円 6 ^銭	136 ^円 4 ^銭
総資産(百万円)	512,716	508,731	505,577	519,977
純資産(百万円)	214,471	259,731	275,200	316,005

(注) 当社は、平成17年3月期(第181期)から「株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律」第19条の2に規定する連結計算書類を作成しております。従いまして、平成15年3月期(第179期)および平成16年3月期(第180期)の数値につきましては同条第3項に規定する監査役の監査を受けていない連結計算書類に基づくものであります。

(各期の状況)

- 平成15年3月期(第179期)は、半導体が大幅に売上げを伸ばしたのをはじめ、全体的に堅調な売上げとなったことに加え、製造原価の低減と販売管理費の合理化に努めた結果、経常利益は増加となり、当期純利益は黒字回復しました。
- 平成16年3月期(第180期)は、半導体が大幅に売上げを伸ばしたのをはじめ、全体的に堅調な売上げとなったことに加え、製造原価の低減に努めた結果、経常利益、当期純利益ともに大幅な増加となりました。
- 平成17年3月期(第181期)は、電子機器事業の利益率低下により経常利益が減少となったほか、固定資産の減損に係る会計基準を早期適用し減損損失を計上したことから、厚生年金基金の代行返上益があったものの、当期純利益も減少となりました。
- 平成18年3月期(第182期)の状況につきましては、「1. 企業集団の営業の経過および成果」に記載のとおりであります。

(2) 当社の営業成績および財産の状況の推移

区 分	平成15年3月期 第179期	平成16年3月期 第180期	平成17年3月期 第181期	平成18年3月期 第182期
売 上 高(百万円)	334,078	345,354	341,546	321,252
経常利益(百万円)	22,218	28,118	25,145	13,950
当期純利益(百万円)	7,706	25,579	264	10,242
1株当たり当期純利益	36 ^円 95 ^銭	123 ^円 38 ^銭	80 ^銭	49 ^円 26 ^銭
総 資 産(百万円)	347,499	337,029	318,071	300,513
純 資 産(百万円)	146,394	179,982	172,791	182,048

(注) 平成16年3月期(第180期)より「商法施行規則の一部を改正する省令」(平成15年2月28日法務省令第7号)に基づき当期利益は当期純利益に、1株当たり当期利益は1株当たり当期純利益に、それぞれ表示を変更しております。

Ⅱ 会社の概況（平成18年3月31日現在）

1. 企業集団の主要な事業内容

事業区分	主要製品
楽器	ピアノ、電子楽器、管・弦・打楽器、教育楽器、音響機器、防音室、音楽教室、英語教室、コンテンツ配信、調律
A V ・ I T	オーディオ、情報通信機器
電子機器・電子金属	半導体、特殊合金
リビング	システムキッチン、システムバス、洗面化粧台
レクリエーション	観光施設・宿泊施設・スキー場およびスポーツ施設の経営
その他	ゴルフ用品、自動車用内装部品、FA機器、金型・部品

2. 企業集団の主要拠点等

当 社	本 社	静岡県浜松市中沢町10番1号
	営業拠点	東京事業所（東京都港区） 大阪事業所（大阪市中央区） 名古屋事業所（名古屋市中区） 九州事業所（福岡市博多区） 北海道事業所（札幌市中央区） 仙台事業所（仙台市青葉区）
	生産拠点	本社工場（静岡県浜松市） 天竜工場（静岡県浜松市） 磐田工場（静岡県磐田市） 掛川工場（静岡県掛川市） 豊岡工場（静岡県磐田市） 埼玉工場（埼玉県ふじみ野市）
子法人等	国 内	株式会社ヤマハミュージック東京他販売子法人等10社 ヤマハエレクトロニクスマーケティング株式会社（東京都港区） ヤマハ鹿児島セミコンダクタ株式会社（鹿児島県始良郡） ヤマハメタニクス株式会社（静岡県磐田市） ヤマハリビングテック株式会社（静岡県浜松市） 株式会社キロロアソシエイツ他リゾート施設運営子法人等5社 ヤマハファインテック株式会社（静岡県浜松市）
	海 外	ヤマハ コーポレーション オブ アメリカ（米国） ヤマハ カナダ ミュージック（カナダ） ヤマハ ミュージック ホールディング ヨーロッパ（ドイツ） ヤマハ ミュージック セントラル ヨーロッパ（ドイツ） ヤマハ ケンブル ミュージック（英国） ヤマハ ミュージック フランス（フランス） ヤマハ ミュージック マニュファクチャリング アジア（インドネシア） ヤマハ楽器音響（中国）投資有限公司（中国） 天津ヤマハ電子楽器有限公司（中国） 杭州ヤマハ楽器有限公司（中国） ヤマハ エレクトロニクス コーポレーション USA（米国） ヤマハ エレクトロニク ヨーロッパ（ドイツ） ヤマハ エレクトロニクス マニュファクチャリング マレーシア （マレーシア）

3. 株式の状況

(1) 会社が発行する株式の総数	700,000,000株
(2) 発行済株式総数	206,524,626株
(3) 株 主 数	16,803名
(4) 大 株 主	

株 主 名	当社への出資状況		当社の大株主への出資状況	
	持 株 数	出 資 比 率	持 株 数	出 資 比 率
ステートストリートバンクアンドトラストカンパニー	19,073 ^{千株}	9.24 [%]	0 ^{千株}	0 [%]
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	16,748	8.11	0	0
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	11,331	5.49	0	0
三井住友海上火災保険株式会社	8,918	4.32	4,344	0.29
みずほ信託退職給付信託みずほ銀行口 再信託受託者資産管理サービス信託	8,779	4.25	0	0
株 式 会 社 静 岡 銀 行	8,349	4.04	3,486	0.48
住友生命保険相互会社	7,300	3.53	0	0
日本生命保険相互会社	6,482	3.14	0	0
株式会社みずほコーポレート銀行	5,775	2.80	0	0
ノーザントラストカンパニー(エイブイエフシー) サブアカウントアメリカンクライアント	4,317	2.09	0	0

(注)1. 上記大株主の持株数のうち、信託業務に係る株式数は次のとおりであります。

日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	16,748千株
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	11,331千株
みずほ信託退職給付信託みずほ銀行口再信託受託者資産管理サービス信託	8,779千株

- 株式会社みずほコーポレート銀行は、上記以外に当社株式850千株をみずほ信託銀行株式会社へ信託財産として委託しております。信託契約上、議決権の行使は株式会社みずほコーポレート銀行が指図権を留保しております。
- みずほ信託退職給付信託みずほ銀行口再信託受託者資産管理サービス信託の所有株式数8,779千株のうち、8,288千株について、委託者である株式会社みずほ銀行が議決権の指図権を留保しております。
- 当社は、株式会社みずほコーポレート銀行および株式会社みずほ銀行の完全親会社である株式会社みずほフィナンシャルグループの普通株式9千株(出資比率0.08%)を保有しております。
- 上記大株主への出資状況の記載にあたっては、当該株主が議決権のない株式を発行している場合には、これを除いて算出しております。

(5) 自己株式の取得、処分等および保有

- 取得株式

普通株式	12,759株
取得価額の総額	23百万円
- 処分株式

当期中の処分はありません。
- 決算期における保有株式

普通株式	207,109株
------	----------

4. 企業集団の従業員の状況

(1) 企業集団の従業員の状況

事業区分	従業員数
楽 器	13,482名
A V ・ I T	2,817
電子機器・電子金属	949
リ ピ ン グ	881
レクリエーション	629
そ の 他	863
合 計	19,621

(注) 従業員数は就業員数で記載しております。

(2) 当社の従業員の状況

従業員数	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
5,730名	△ 68名	45歳4月	23年10月

(注) 従業員数は就業員数で記載しております。

5. 企業結合の状況

(1) 重要な子法人等の状況

会 社 名	資本金	出資比率	主 要 な 事 業 内 容
ヤマハ コーポレーション オブ アメリカ	千米ドル 50,000	100.0 %	楽器の輸入および販売
ヤマハミュージックホールディング ヨーロッパ	千ユーロ 70,000	100.0	欧州域内の投資管理および欧州 楽器販売の統括
ヤマハ ミュージック セントラル ヨーロッパ	10,452 千英ポンド	100.0	楽器の輸入および販売
ヤマハ ケンブル ミュージック	25 百ポンド	87.5	楽器の輸入および販売
ヤマハ ミュージック マニュファクチャリング アジア	82,450 千中国元	100.0	楽器の製造
ヤマハ楽器音響(中国)投資有限公司	585,629	100.0	中国国内の投資管理ならびに楽器 およびオーディオの中国国内販売
天津ヤマハ電子楽器有限公司	76,800	60.0	楽器の製造
杭州ヤマハ楽器有限公司	243,714 千人民币	100.0	楽器の製造
ヤマハ エレクトロニクス マニュファクチャ リング マレーシア	31,000	100.0	オーディオの製造
ヤマハ鹿児島セミコンダクタ株式会社	百万円 450	100.0	半導体の製造
ヤマハメタニクス株式会社	500	100.0	磁性材料・特殊合金の製造およ び販売
ヤマハリビングテック株式会社	500	100.0	リビング用品の製造および販売

(注) ヤマハ ミュージック セントラル ヨーロッパ、ヤマハ ケンブル ミュージック、天津ヤマハ電子楽器有限公司および杭州ヤマハ楽器有限公司の出資比率は、子法人等の間接所有によるものであります。

(2) 重要な関連会社の状況

会社名	資本金	出資比率	主要な事業内容
ヤマハ発動機株式会社	48,000 ^{百万円}	22.7%	二輪車・ボート等の製造および販売
株式会社コルグ	480	25.5	楽器の製造および販売

(注) ヤマハ発動機株式会社の出資比率には、子法人等による間接所有0.1%が含まれています。

(3) 企業結合の経過

- ① ヤマハリビングテック株式会社は、平成17年5月31日に62億50百万円の資本減少を行った結果、同社の資本金は5億円となりました。
- ② ヤマハ ミュージック セントラル ヨーロッパは、平成17年12月15日に10,000千ユーロの資本減少を行った結果、同社の資本金は10,452千ユーロとなりました。
- ③ ヤマハ楽器音響(中国)投資有限公司は、平成18年3月1日に6,804万1千中国元の増資を行った結果、同社の資本金は5億8,562万9千中国元となりました。
- ④ ヤマハ ミュージック マニュファクチャリング アジアおよび杭州ヤマハ楽器有限公司は、海外生産拠点としての重要性が高まったことに伴い、重要な子法人等として記載しました。
- ⑤ ヤマハ コーポレーション オブ アメリカ(以下、YCA)は、平成17年11月29日に訴訟の提起を受けました。訴訟の主な内容は、原告である米国の楽器・音響機器小売業者が他の大手楽器・音響機器小売業者およびYCAを含む複数の楽器・音響機器販売会社の取引拒絶等により損害を受けたと主張し、総額13億5百万ドルの損害賠償請求を求めたものです。YCAは、原告の主張事実が事実誤認に基づくものであると考えており、また、損害額の算定根拠が不明であることから、原告が主張する損害賠償金の支払義務を負担する理由はないものと判断しております。YCAは、裁判を通じてその正当性を主張して争ってまいります。

(4) 企業結合の成果

連結対象会社は、上記の重要な子法人等12社を含む93社、持分法適用会社はヤマハ発動機株式会社、株式会社コルグ他の3社であります。企業結合の成果は「I 営業の概況 1. 企業集団の営業の経過および成果」に記載のとおりであります。

6. 主要な借入先

記載すべき事項はありません。

7. 取締役および監査役

氏名	地位	担当または主な職業
岸 田 勝 彦 きし だ かつ ひこ	代表取締役会長	
伊 藤 修 二 い とう しゅう じ 二	代表取締役社長	
加 藤 博 万 か とう ひろ かつ 万	常務取締役	技術・開発担当 サウンドネットワーク事業部、コンテンツ事業推進部、 メディア総合戦略推進室、開発戦略室担当
黒 江 常 夫 くろ え つね お 夫	常務取締役	人事・労政担当 経営企画室、人事部、情報システム部担当
長谷川 至 は せ がわ とおる	取締役	ヤマハ発動機株式会社取締役会長
花 本 眞 也 はな もと しん や	取締役	総務・渉外担当 総務部、環境管理部担当
牧 野 時 久 まき の とき ひさ 久	取締役	財務担当 経理・財務部、監査室、ゴルフ事業推進部担当
八 幡 泰 司 や はた やす し 司	取締役	製造担当 カーパーツ事業部、品質・生産技術部、プロダクティブ テクノロジー事業戦略推進室担当
太 田 直 幹 おお た なお ちか 幹	常勤監査役	
堀 越 美知夫 ほり こし みち お 夫	常勤監査役	
三 浦 州 夫 み うら くに お 夫	監査役	弁護士
和久田 晴比古 わく だ はる ひ こ	監査役	ヤマハ発動機株式会社常勤監査役

(注)1. 当期中の取締役・監査役の異動

- ①取締役前嶋邦啓氏は、平成17年6月24日開催の第181期定時株主総会終結の時をもって退任いたしました。
 - ②取締役黒江常夫は、平成17年6月24日開催の取締役会において、新たに常務取締役に選任され就任いたしました。
2. 取締役長谷川至は、商法第188条第2項第7号ノ2に定める社外取締役であります。
 3. 常勤監査役太田直幹および監査役三浦州夫の両名は、株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律第18条第1項に定める社外監査役であります。
 4. 決算期後の取締役の担当または主な職業の異動
平成18年5月1日付異動
加藤博万 常務取締役 技術・開発担当
サウンドネットワーク事業部、コンテンツ事業推進部
開発戦略室、eヤマハ室担当

8．会計監査人に支払うべき報酬等の額

- ① 当社および当社の子法人等が会計監査人に支払うべき報酬等の合計額
101百万円
- ② 上記①の合計額のうち、公認会計士法（昭和23年法律第103号）第2条第1項の監査証明業務の対価として支払うべき報酬等の合計額
100百万円
- ③ 上記②の合計額のうち、当社が会計監査人に支払うべき報酬等の額
55百万円

（注）当社と会計監査人との間の監査契約において、株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律に基づく監査と証券取引法に基づく監査の監査報酬の額を区分しておらず、実質的にも区分できませんので、③の金額にはこれらの合計額を記載しております。

Ⅲ 決算期後に生じた企業集団の状況に関する重要な事実

当社株式の大量買付提案への対応方針（買収防衛策）の概要

当社は、平成18年4月28日に開催された取締役会において、会社や株主の皆様の利益にならないような不合理な買収が行なわれる事態を避けるために、特定の株主グループの議決権割合を20%以上とすることを目的とする当社株券等の買付行為、または結果として特定の株主グループの議決権割合が20%以上となる当社株券等の買付行為（以下、「大量買付行為」といい、当該買付行為を行う者を「大量買付者」といいます。）に対して、以下のような方針で対応することを決定しました。

当社取締役会は、上場会社として当社株式の自由な売買が認められる以上、特定の者から大量買付行為がなされた場合、これを受け入れるかどうかを最終的に判断するのは株主の皆様であると考えます。そして、株主の皆様が適切なご判断を行うためには、大量買付行為が行われようとする場合に、当社取締役会から株主の皆様に対し、必要かつ十分な情報が提供される必要があると考えます。そのために、当社取締役会は、株主の皆様判断材料として、大量買付行為に関する必要な情報が

大量買付者から適切に提供されることを確保するために、大量買付ルールを策定いたしました。大量買付ルールは、当社の経営に影響力を持ち得る規模の当社株式の買付行為について、株主全体の利益を保護するという観点から、株主の皆様、このような買付行為を受け入れるかどうかの判断のために必要な情報や、現に経営を担っている当社取締役会の評価意見を提供し、さらには、代替案の提示をうける機会を保証することを目的とするものです。大量買付ルールが順守されている場合、大量買付行為が当社に回復し難い損害をもたらすことが明らかでない限り、当社取締役会の判断のみで大量買付行為を阻止しようとするものではありません。大量買付行為がルールに従って行われることは、株主全体の利益に合致すると考えます。

大量買付ルールとは、

①意向表明書の提出

大量買付者が大量買付行為を行おうとする場合には、当社代表取締役宛に、大量買付ルールを順守する旨の誓約文言等を記載した意向表明書をご提出いただくこととします。なお、当社取締役会は、大量買付者から意向表明書を受領したことについて速やかに情報開示を行います。

②大量買付情報の提出

大量買付者には、当社取締役会に対して、当社株主の皆様判断および取締役会としての意見形成のために十分な情報（以下、「大量買付情報」といいます。）を提供していただきます。なお、当社取締役会は、大量買付行為が提案された事実および大量買付情報その他の情報のうち当社取締役会が適切と判断する事項について、適切と判断する時点で、その全部または一部を開示します。

③大量買付情報の追加提供

当初提供していただいた情報だけでは大量買付情報として不足していると考えられる場合、十分な大量買付情報が揃うまで追加的に情報提供をしていただくことがあります。かかる場合、当社取締役会は、大量買付者に対し、適宜回答期限を定め、当該回答期限を定め、当社取締役会が追加で必要とする情報および当該情報が必要となる理由を通知するものとし、大量買付者には、かかる回答期限までに、上記情報を提供していただきます。

④評価期間

上記の結果、当社取締役会が十分な大量買付情報の提供を受けたと判断した場合、大量買付情報の内容の取締役会による評価、検討、交渉、意見形成、代替案立案等を行う一定の時間的猶予（以下、「評価期間」といいます。）として、当該買付等の内容に応じて次の期間を設定します。大量買付行為は、この評価期間が経過した後に初めて実施され得るものとし、なお、当社取締役会は、評価期間が開始したことについて速やかに情報開示を行います。

- ・対価を現金（円貨）のみとする公開買付けによる当社の全株式の買付けの場合には60日間
- ・その他の買付けの場合には90日間

ただし、当社取締役会は、当社企業価値・株主全体の利益確保のため大量買付行為の内容の検討・大量買付者との交渉・代替案の作成等に必要範囲内で評価期間を延長することができるものとします。なお、当社取締役会は評価期間を延長する場合には、評価期間を延長するに至った理由、延長期間その他適切と認める事項について、当該延長の決議後、速やかに情報開示を行います。

⑤意見開示・代替案提示

評価期間中、当社取締役会は外部専門家の助言を受けながら、提供された大量買付情報を十分に評価・検討し、取締役会としての意見を慎重にとりまとめ、開示します。また、必要に応じ、大量買付者との間で大量買付行為に関する条件改善について交渉し、当社取締役会として株主の皆様へ代替案を提示することもあります。

⑥大量買付ルールが順守されない場合の対抗措置

大量買付者によって大量買付ルールが順守されない場合には、当社取締役会は、株主全体の利益の保護を目的として、新株予約権の無償割当てその他法令および当社定款が取締役会の権限として認める措置をとり、大量買付行為に対抗することがあります。

なお、大量買付者が大量買付ルールを順守しなかった結果、当社取締役会が、当

社および株主全体の利益を守ることを目的として、法令および当社定款により認められている対抗措置をとる場合でも、当該対抗措置の仕組み上株主の皆様（大量買付ルールに違反した大量買付者を除きます。）が法的権利または経済的側面において格別の損失を被るような事態が生じることは想定しておりません。当社取締役会が具体的対抗措置をとることを決定した場合には、法令および証券取引所規則に従って適時適切な開示を行います。

上記対応方針の有効期限は、第182期定時株主総会終了後、最初に開催される取締役会終了時までとします。当該取締役会において上記対応方針の継続を決定した場合は、そこから翌年の定時株主総会后、最初に開催される取締役会終了時までとし、以後同様とします。当社取締役の任期は1年であり、上記対応方針の継続または改廃は、毎年6月に開催される定時株主総会で選任された取締役により構成される取締役会において決定されることとなります。取締役候補者は、予め取締役に選任された場合、上記対応方針に賛成するか否かを表明しますので、株主の皆様は、取締役の改選をとおして、毎年、上記対応方針の継続についての是非をご判断いただくことができます。また、上記対応方針を継続することを決定した場合でも、企業価値・株主全体の利益の確保・向上の観点から、随時その見直しを行ってまいります。

上記対応方針を決定した当社取締役会には、社外監査役を含む当社監査役4名全員が出席し、いずれの監査役も、上記対応方針の具体的運用が適正に行われることを条件として、上記対応方針に賛成する旨の意見を述べました。

当社は、本方針の詳細を、平成18年4月28日に「当社株式の大量買付提案への対応方針（買収防衛策）に関するお知らせ」として公表しております。

連 結 貸 借 対 照 表

(平成18年3月31日現在)

(単位 百万円)

資 産 の 部	負 債 の 部																																																																																																																														
<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 80%;">I 流動資産</td> <td style="text-align: right;">209,381</td> </tr> <tr> <td> 現金及び預金</td> <td style="text-align: right;">36,429</td> </tr> <tr> <td> 受取手形及び売掛金</td> <td style="text-align: right;">72,613</td> </tr> <tr> <td> 有価証券</td> <td style="text-align: right;">520</td> </tr> <tr> <td> 棚卸資産</td> <td style="text-align: right;">77,943</td> </tr> <tr> <td> 繰延税金資産</td> <td style="text-align: right;">16,922</td> </tr> <tr> <td> その他</td> <td style="text-align: right;">7,286</td> </tr> <tr> <td> 貸倒引当金</td> <td style="text-align: right;">△2,333</td> </tr> <tr> <td> </td> <td></td> </tr> <tr> <td>II 固定資産</td> <td style="text-align: right;">310,595</td> </tr> <tr> <td> 有形固定資産</td> <td style="text-align: right;">150,990</td> </tr> <tr> <td> 建物及び構築物</td> <td style="text-align: right;">45,953</td> </tr> <tr> <td> 機械装置及び運搬具</td> <td style="text-align: right;">23,275</td> </tr> <tr> <td> 工具器具備品</td> <td style="text-align: right;">15,525</td> </tr> <tr> <td> 土地</td> <td style="text-align: right;">63,772</td> </tr> <tr> <td> 建設仮勘定</td> <td style="text-align: right;">2,462</td> </tr> <tr> <td> 無形固定資産</td> <td style="text-align: right;">3,545</td> </tr> <tr> <td> 連結調整勘定</td> <td style="text-align: right;">2,028</td> </tr> <tr> <td> その他</td> <td style="text-align: right;">1,517</td> </tr> <tr> <td> 投資その他の資産</td> <td style="text-align: right;">156,059</td> </tr> <tr> <td> 投資有価証券</td> <td style="text-align: right;">132,902</td> </tr> <tr> <td> 長期貸付金</td> <td style="text-align: right;">688</td> </tr> <tr> <td> 賃借不動産保証金敷金</td> <td style="text-align: right;">5,891</td> </tr> <tr> <td> 繰延税金資産</td> <td style="text-align: right;">14,087</td> </tr> <tr> <td> その他</td> <td style="text-align: right;">3,360</td> </tr> <tr> <td> 貸倒引当金</td> <td style="text-align: right;">△869</td> </tr> </table>	I 流動資産	209,381	現金及び預金	36,429	受取手形及び売掛金	72,613	有価証券	520	棚卸資産	77,943	繰延税金資産	16,922	その他	7,286	貸倒引当金	△2,333	 		II 固定資産	310,595	有形固定資産	150,990	建物及び構築物	45,953	機械装置及び運搬具	23,275	工具器具備品	15,525	土地	63,772	建設仮勘定	2,462	無形固定資産	3,545	連結調整勘定	2,028	その他	1,517	投資その他の資産	156,059	投資有価証券	132,902	長期貸付金	688	賃借不動産保証金敷金	5,891	繰延税金資産	14,087	その他	3,360	貸倒引当金	△869	<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 80%;">I 流動負債</td> <td style="text-align: right;">117,047</td> </tr> <tr> <td> 支払手形及び買掛金</td> <td style="text-align: right;">37,153</td> </tr> <tr> <td> 短期借入金</td> <td style="text-align: right;">17,147</td> </tr> <tr> <td> 一年以内返済の長期借入金</td> <td style="text-align: right;">5,132</td> </tr> <tr> <td> 未払費用及び未払金</td> <td style="text-align: right;">43,098</td> </tr> <tr> <td> 未払法人税等</td> <td style="text-align: right;">3,758</td> </tr> <tr> <td> 特定取引前受金</td> <td style="text-align: right;">2,548</td> </tr> <tr> <td> 繰延税金負債</td> <td style="text-align: right;">4</td> </tr> <tr> <td> アフターサービス費引当金</td> <td style="text-align: right;">117</td> </tr> <tr> <td> 製品保証引当金</td> <td style="text-align: right;">3,688</td> </tr> <tr> <td> 返品調整引当金</td> <td style="text-align: right;">157</td> </tr> <tr> <td> 延払未実現利益</td> <td style="text-align: right;">5</td> </tr> <tr> <td> その他</td> <td style="text-align: right;">4,235</td> </tr> <tr> <td> </td> <td></td> </tr> <tr> <td>II 固定負債</td> <td style="text-align: right;">82,452</td> </tr> <tr> <td> 長期借入金</td> <td style="text-align: right;">6,195</td> </tr> <tr> <td> 繰延税金負債</td> <td style="text-align: right;">303</td> </tr> <tr> <td> 再評価に係る繰延税金負債</td> <td style="text-align: right;">17,742</td> </tr> <tr> <td> 退職給付引当金</td> <td style="text-align: right;">27,978</td> </tr> <tr> <td> 役員退職慰勞引当金</td> <td style="text-align: right;">891</td> </tr> <tr> <td> 長期預り金</td> <td style="text-align: right;">27,577</td> </tr> <tr> <td> その他</td> <td style="text-align: right;">1,763</td> </tr> <tr> <td> 負債合計</td> <td style="text-align: right;">199,499</td> </tr> <tr> <td> </td> <td></td> </tr> <tr> <td> 少数株主持分</td> <td style="text-align: right;">4,472</td> </tr> <tr> <td> </td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">資 本 の 部</td> <td></td> </tr> <tr> <td>I 資本金</td> <td style="text-align: right;">28,534</td> </tr> <tr> <td>II 資本剰余金</td> <td style="text-align: right;">40,054</td> </tr> <tr> <td>III 利益剰余金</td> <td style="text-align: right;">236,913</td> </tr> <tr> <td>IV 土地再評価差額金</td> <td style="text-align: right;">18,426</td> </tr> <tr> <td>V 株式等評価差額金</td> <td style="text-align: right;">15,470</td> </tr> <tr> <td>VI 為替換算調整勘定</td> <td style="text-align: right;">△23,091</td> </tr> <tr> <td>VII 自己株式</td> <td style="text-align: right;">△302</td> </tr> <tr> <td> 資本合計</td> <td style="text-align: right;">316,005</td> </tr> <tr> <td> </td> <td></td> </tr> <tr> <td>負債、少数株主持分及び資本合計</td> <td style="text-align: right;">519,977</td> </tr> </table>	I 流動負債	117,047	支払手形及び買掛金	37,153	短期借入金	17,147	一年以内返済の長期借入金	5,132	未払費用及び未払金	43,098	未払法人税等	3,758	特定取引前受金	2,548	繰延税金負債	4	アフターサービス費引当金	117	製品保証引当金	3,688	返品調整引当金	157	延払未実現利益	5	その他	4,235	 		II 固定負債	82,452	長期借入金	6,195	繰延税金負債	303	再評価に係る繰延税金負債	17,742	退職給付引当金	27,978	役員退職慰勞引当金	891	長期預り金	27,577	その他	1,763	負債合計	199,499	 		少数株主持分	4,472	 		資 本 の 部		I 資本金	28,534	II 資本剰余金	40,054	III 利益剰余金	236,913	IV 土地再評価差額金	18,426	V 株式等評価差額金	15,470	VI 為替換算調整勘定	△23,091	VII 自己株式	△302	資本合計	316,005	 		負債、少数株主持分及び資本合計	519,977
I 流動資産	209,381																																																																																																																														
現金及び預金	36,429																																																																																																																														
受取手形及び売掛金	72,613																																																																																																																														
有価証券	520																																																																																																																														
棚卸資産	77,943																																																																																																																														
繰延税金資産	16,922																																																																																																																														
その他	7,286																																																																																																																														
貸倒引当金	△2,333																																																																																																																														
II 固定資産	310,595																																																																																																																														
有形固定資産	150,990																																																																																																																														
建物及び構築物	45,953																																																																																																																														
機械装置及び運搬具	23,275																																																																																																																														
工具器具備品	15,525																																																																																																																														
土地	63,772																																																																																																																														
建設仮勘定	2,462																																																																																																																														
無形固定資産	3,545																																																																																																																														
連結調整勘定	2,028																																																																																																																														
その他	1,517																																																																																																																														
投資その他の資産	156,059																																																																																																																														
投資有価証券	132,902																																																																																																																														
長期貸付金	688																																																																																																																														
賃借不動産保証金敷金	5,891																																																																																																																														
繰延税金資産	14,087																																																																																																																														
その他	3,360																																																																																																																														
貸倒引当金	△869																																																																																																																														
I 流動負債	117,047																																																																																																																														
支払手形及び買掛金	37,153																																																																																																																														
短期借入金	17,147																																																																																																																														
一年以内返済の長期借入金	5,132																																																																																																																														
未払費用及び未払金	43,098																																																																																																																														
未払法人税等	3,758																																																																																																																														
特定取引前受金	2,548																																																																																																																														
繰延税金負債	4																																																																																																																														
アフターサービス費引当金	117																																																																																																																														
製品保証引当金	3,688																																																																																																																														
返品調整引当金	157																																																																																																																														
延払未実現利益	5																																																																																																																														
その他	4,235																																																																																																																														
II 固定負債	82,452																																																																																																																														
長期借入金	6,195																																																																																																																														
繰延税金負債	303																																																																																																																														
再評価に係る繰延税金負債	17,742																																																																																																																														
退職給付引当金	27,978																																																																																																																														
役員退職慰勞引当金	891																																																																																																																														
長期預り金	27,577																																																																																																																														
その他	1,763																																																																																																																														
負債合計	199,499																																																																																																																														
少数株主持分	4,472																																																																																																																														
資 本 の 部																																																																																																																															
I 資本金	28,534																																																																																																																														
II 資本剰余金	40,054																																																																																																																														
III 利益剰余金	236,913																																																																																																																														
IV 土地再評価差額金	18,426																																																																																																																														
V 株式等評価差額金	15,470																																																																																																																														
VI 為替換算調整勘定	△23,091																																																																																																																														
VII 自己株式	△302																																																																																																																														
資本合計	316,005																																																																																																																														
負債、少数株主持分及び資本合計	519,977																																																																																																																														
資 産 合 計	519,977																																																																																																																														

連 結 損 益 計 算 書

(平成17年4月1日から
平成18年3月31日まで)

(単位 百万円)

<u>経 常 損 益 の 部</u>		
I 営業損益の部		
1.	売 上 高	534,084
2.	売 上 原 価	341,886
	売 上 総 利 益	192,198
3.	延 払 未 実 現 利 益	69
	合 計 売 上 総 利 益	192,267
4.	販 売 費 及 び 一 般 管 理 費	168,132
	営 業 利 益	24,135
II 営業外損益の部		
1.	営 業 外 収 益	
	受 取 利 息	512
	受 取 配 当 金	395
	持分法による投資利益	14,838
	そ の 他	1,865
		17,612
2.	営 業 外 費 用	
	支 払 利 息	1,081
	売 上 割 引	4,467
	そ の 他	953
	経 常 利 益	35,244
<u>特 別 損 益 の 部</u>		
I 特 別 利 益		
1.	固 定 資 産 処 分 益	892
2.	アフターサービス費引当金戻入額	8
3.	製品保証引当金戻入額	367
4.	投資有価証券売却益	605
		1,874
II 特 別 損 失		
1.	固 定 資 産 処 分 損	1,074
2.	投資有価証券評価損	83
3.	関係会社株式評価損	118
		1,276
	税金等調整前当期純利益	35,842
	法人税、住民税及び事業税	8,922
	法人税等調整額	△1,736
	少数株主利益	532
	当 期 純 利 益	28,123

連結計算書類作成のための基本となる重要な事項

1. 連結の範囲に関する事項

連結子法人等 93社

主要な連結子法人等の名称は「企業結合の状況」の「重要な子法人等の状況」に記載しております。

当連結会計年度より、新たに国内子法人等3社と海外子法人等5社を連結の範囲に含めております。また、海外子法人等1社を連結の範囲から除外しております。

ヤマハライフサービス(株)他非連結子法人等はその資産、売上高、当期純損益及び利益剰余金等を考慮した場合、全体としても連結計算書類に重要な影響を及ぼしておりません。

2. 持分法の適用に関する事項

持分法を適用した関連会社数 3社

当連結会計年度より、新たに海外関連会社1社を持分法適用の関連会社に含めております。

主要な関連会社の名称

ヤマハ発動機(株)

(株)コルグ

持分法を適用しない非連結子法人等及び関連会社のうち主要な会社等の名称

ヤマハライフサービス(株)

ヤマハ・オーリンメタル(株)

持分法を適用しない理由

持分法非適用会社は、それぞれ連結純損益及び利益剰余金等に及ぼす影響が軽微であり、かつ全体としても重要性がないため、持分法の適用から除外しております。

持分法の適用の手続きについて特に記載する必要があると認められる事項

持分法適用会社のうち、決算日が異なる会社については、当該会社の事業年度に係る財務諸表を使用しており、連結決算日までの期間に発生した重要な取引については、連結上必要な調整を行っております。

3. 連結子法人等の事業年度等に関する事項

連結子法人等の決算日は、以下の9社を除いてすべて、当社と同一であります。

Yamaha de Mexico,S.A.de C.V.

天津雅馬哈電子楽器有限公司

広州雅馬哈・珠江鋼琴有限責任公司

雅馬哈貿易(上海)有限公司

蕭山雅馬哈楽器有限公司

雅馬哈電子貿易(上海)有限公司

雅馬哈楽器音響(中国)投資有限公司

雅馬哈電子(蘇州)有限公司

杭州雅馬哈楽器有限公司

上記9社の決算日は12月31日であり、連結決算日に正規の決算に準ずる合理的な手続きにより決算を行っております。

4. 会計処理基準に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

1) 有価証券

満期保有目的の債券...償却原価法(定額法)

その他有価証券

時価のあるもの.....連結決算日の市場価格等に基づく時価法(評価差額は全部資本直
入法により処理し、売却原価は総平均法により算定)

時価のないもの.....総平均法による原価法

2) デリバティブ

時価法

3) 棚卸資産

当社及び国内連結子法人等は主として後入先出法による低価法によっており、在外連結子法人等は主として移動平均法による低価法によっております。

(2) 重要な減価償却資産の減価償却方法

1) 有形固定資産

主として定率法によっております。但し、一部の連結子法人等は定額法によっております。なお、主な耐用年数は次の通りであります。

建物 31～50年(附属設備は、主に15年)

構築物 10～30年

機械及び装置 4～11年

工具器具備品 5～6年(金型は、主に2年)

(3) 重要な引当金の計上基準

1) 貸倒引当金

営業債権等を適正に評価するため、一般債権については貸倒実績率による算定額を、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

2) 製品保証引当金

製品販売後に発生する補修費用に備えるため、売上高もしくは販売台数に対して経験率により、または個別見積により計上しております。

3) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、主として当連結会計年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。

過去勤務債務については、その発生時の従業員の平均残勤務期間以内の一定の年数(10年)による定額法により費用処理しております。

数理計算上の差異については、各連結会計年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の日連結会計年度から費用処理しております。

4) 役員退職慰労引当金

役員退職時の慰労金発生に備えて、役員退職慰労金内規に基づき、期末要支給額を計上しております。

(4) 重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算の基準

外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。なお、在外連結子法人等の資産及び負債は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、収益及び費用は期中平均相場により円貨に換算し、換算差額は少数株主持分及び資本の部における為替換算調整勘定に含めております。

(5) 重要なリース取引の処理方法

リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。

(6) 重要なヘッジ会計の方法

1) ヘッジ会計の方法

外貨建金銭債権債務のうち、為替予約を付すものについては振当処理を行っております。また、外貨建の予定取引の為替リスクのヘッジについては、繰延ヘッジ処理を行っております。

2) ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段...先物為替予約、外貨プット円コールオプション買建

ヘッジ対象...外貨建金銭債権債務及び外貨建の予定取引

3) ヘッジ方針

各社の社内管理規程に従い、通常の輸出入取引に伴う為替相場の変動によるリスクを軽減するために、先物為替予約取引及び通貨オプション取引について、実需の範囲内で行うこととしております。

4) ヘッジの有効性評価の方法

ヘッジ手段とヘッジ対象のキャッシュ・フローの固定化・変動の回避との相関関係が継続的に存在する事が明らかであることから、ヘッジ会計適用のためのヘッジの有効性の評価は不要のため、行っておりません。

(7) その他連結計算書類作成のための重要な事項

1) 消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は、税抜方式によっております。

5. 連結子法人等の資産及び負債の評価に関する事項

全面時価評価法によっております。

6. 連結調整勘定の償却に関する事項

5年間の均等償却によっております。

連結貸借対照表の注記事項

1. 有形固定資産の減価償却累計額		243,211百万円
2. 担保提供資産	有価証券のうち	378百万円
	有形固定資産のうち	369百万円
	投資有価証券のうち	1,235百万円
	計	1,984百万円
3. 保証債務		608百万円
4. 輸出受取手形割引高		884百万円
5. 土地の再評価に関する法律（平成10年3月31日公布法律第34号）に基づき当社、連結子法人等2社及び持分法適用会社1社が事業用土地の再評価を行っております。		

(1) 再評価実施日

連結子法人等1社及び持分法適用会社1社

平成12年3月31日

当社及び連結子法人等1社

平成14年3月31日

(2) 再評価の方法

当社及び連結子法人等2社は、土地の再評価に関する法律施行令（平成10年3月31日公布政令第119号）第2条第3号に定める「地方税法第341条第10号の土地課税台帳又は同条第11号の土地補充課税台帳に登録されている価格」により算定し、持分法適用会社1社は、同法律施行令第2条第4号に定める「地方税法第16条に規定する地価税の課税価格の計算の基礎となる土地の価額を算定するために国税庁長官が定めて公表した方法により算定した価額」に合理的な調整を行って算定しております。

(3) 再評価を行った土地の期末における時価と再評価後の帳簿価額との差額

△18,203百万円

6. 記載金額は百万円未満を切捨て表示しております。

連結損益計算書の注記事項

- 1株当たりの当期純利益 136円4銭
2. 記載金額は百万円未満を切捨て表示しております。

(ご参考)

連結剰余金計算書

(平成17年4月1日から
平成18年3月31日まで)

(単位 百万円)

(資本剰余金の部)		
I	資本剰余金期首残高	40,054
II	資本剰余金期末残高	40,054
(利益剰余金の部)		
I	利益剰余金期首残高	212,340
II	利益剰余金増加高	
	当期純利益	28,123
	連結会社増減に伴う増加高	827
	持分変動に伴う増加高	99
	土地再評価差額金取崩高	282
	持分変動に伴う土地再評価差額金取崩高	97
		29,429
III	利益剰余金減少高	
	配当金	4,642
	役員賞与金	100
	連結会社増減に伴う減少高	115
		4,857
IV	利益剰余金期末残高	236,913

(注) 記載金額は、百万円未満を切捨して表示しております。

連結キャッシュ・フロー計算書

(平成17年4月1日から
平成18年3月31日まで)

(単位 百万円)

I	営業活動によるキャッシュ・フロー	25,510
II	投資活動によるキャッシュ・フロー	△18,104
III	財務活動によるキャッシュ・フロー	△25,834
IV	現金及び現金同等物に係る換算差額	1,783
V	現金及び現金同等物の増減額	△16,644
VI	現金及び現金同等物の期首残高	50,393
VII	新規連結子法人等の現金及び現金同等物の期首残高	1,685
VIII	現金及び現金同等物の期末残高	35,434

(注) 記載金額は、百万円未満を切捨して表示しております。

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

平成18年4月27日

ヤマハ株式会社
取締役会 御中

新日本監査法人

指定社員 公認会計士 河西秀治 印
業務執行社員

指定社員 公認会計士 滝口隆弘 印
業務執行社員

当監査法人は、「株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律」第19条の2第3項の規定に基づき、ヤマハ株式会社の平成17年4月1日から平成18年3月31日までの第182期営業年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表及び連結損益計算書について監査を行った。この連結計算書類の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。なお、この監査は、当監査法人が必要と認めて実施した子会社又は連結子会社に対する監査手続を含んでいる。

監査の結果、当監査法人は、上記の連結計算書類が、法令及び定款に従いヤマハ株式会社及びその連結子法人等から成る企業集団の財産及び損益の状態を正しく示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

連結計算書類に係る監査役会の監査報告書 謄本

連結計算書類に係る監査報告書

当監査役会は、平成17年4月1日から平成18年3月31日までの第182期営業年度の連結計算書類（連結貸借対照表及び連結損益計算書）に関して各監査役から監査の方法及び結果の報告を受け、協議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役の監査の方法の概要

各監査役は、監査役会が定めた監査の方針、業務の分担等に従い、連結計算書類について取締役等及び会計監査人から報告及び説明を受け、監査いたしました。

2. 監査の結果

会計監査人である新日本監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成18年4月28日

ヤマハ株式会社 監査役会

常勤監査役 太田直幹 ㊞

常勤監査役 堀越美知夫 ㊞

監査役 三浦州夫 ㊞

監査役 和久田晴比古 ㊞

（注）常勤監査役太田直幹及び監査役三浦州夫は、株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律第18条第1項に定める社外監査役であります。

貸借対照表

(平成18年3月31日現在)

(単位 百万円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
I 流動資産	79,469	I 流動負債	51,271
現金及び預金	5,614	支払手形	589
受取手形	5,025	買掛金	19,334
売掛金	29,397	短期借入金	3,156
製品及び商品	15,958	一年以内返済の長期借入金	300
原材料	1,879	未払金	4,164
仕掛品	7,978	未払法人税等	1,859
繰延税金資産	11,176	未払費用	18,704
その他	3,725	前受金	298
貸倒引当金	△1,286	預り金	768
		アフターサービス費引当金	55
		製品保証引当金	1,560
		子会社支援引当金	103
		その他	375
II 固定資産	221,043	II 固定負債	67,193
有形固定資産	89,639	再評価に係る繰延税金負債	15,206
建物及び構築物	25,711	退職給付引当金	22,859
機械及び装置	7,066	役員退職慰労引当金	632
車輛運搬具	101	長期預り金	27,694
工具器具備品	4,539	預り保証金	800
土地	50,984	負債合計	118,465
建設仮勘定	1,235		
無形固定資産	99	資 本 の 部	
借地権	99	I 資本金	28,534
投資その他の資産	131,304	II 資本剰余金	40,054
投資有価証券	40,222	資本準備金	40,054
関係会社株式	57,702	III 利益剰余金	89,038
関係会社出資金	18,422	利益準備金	4,159
長期貸付金	675	任意積立金	71,620
差入保証金	2,374	特別償却準備金	11
繰延税金資産	11,796	圧縮記帳積立金	2,334
長期前払費用	867	買換資産取得特別勘定積立金	565
その他	438	別途積立金	68,710
貸倒引当金	△715	当期末処分利益	13,258
投資損失引当金	△480	IV 土地再評価差額金	10,415
資産合計	300,513	V 株式等評価差額金	14,263
		VI 自己株式	△258
		資本合計	182,048
		負債及び資本合計	300,513

損 益 計 算 書

(平成17年4月1日から
平成18年3月31日まで)

(単位 百万円)

<u>経 常 損 益 の 部</u>		
I 営業損益の部		
1.	売 上 高	321,252
2.	売 上 原 価	<u>243,413</u>
	売 上 総 利 益	77,839
3.	延 払 未 実 現 利 益	<u>69</u>
	合 計 売 上 総 利 益	77,909
4.	販 売 費 及 び 一 般 管 理 費	<u>69,923</u>
	営 業 利 益	7,986
II 営業外損益の部		
1.	営 業 外 収 益	
	受 取 利 息	62
	受 取 配 当 金	5,836
	そ の 他	<u>563</u>
		6,462
2.	営 業 外 費 用	
	支 払 利 息	104
	そ の 他	<u>393</u>
		498
	経 常 利 益	<u>13,950</u>
<u>特 別 損 益 の 部</u>		
I 特 別 利 益		
1.	固 定 資 産 処 分 益	764
2.	アフターサービス費引当金戻入額	8
3.	製品保証引当金戻入額	315
4.	投資損失引当金戻入額	59
5.	投資有価証券売却益	<u>605</u>
		1,753
II 特 別 損 失		
1.	固 定 資 産 処 分 損	507
2.	投資有価証券評価損	83
3.	関係会社株式評価損	1,011
4.	投資損失引当金繰入額	104
5.	子会社支援引当金繰入額	<u>103</u>
		1,811
	税引前当期純利益	13,892
	法人税、住民税及び事業税	5,167
	法人税等調整額	<u>△1,517</u>
	当 期 純 利 益	10,242
	前 期 繰 越 利 益	4,796
	土地再評価差額金取崩額	282
	中 間 配 当 額	<u>2,063</u>
	当 期 未 処 分 利 益	<u>13,258</u>

重要な会計方針

1. 資産の評価基準及び評価方法

1) 有価証券

子会社及び関連会社株式…総平均法による原価法

その他有価証券

時価のあるもの……………決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部資本直入法により処理し、売却原価は総平均法により算定）

時価のないもの……………総平均法による原価法

2) デリバティブ

時価法

3) 棚卸資産

後入先出法による低価法

2. 固定資産の減価償却の方法

1) 有形固定資産

定率法によっております。

なお、主な耐用年数は次の通りであります。

建物 31～50年（附属設備は主に15年）

構築物 10～30年

機械及び装置 4～11年

工具器具備品 5～6年（金型は主に2年）

3. 引当金の計上基準

1) 貸倒引当金

営業債権等を適正に評価するため、一般債権については貸倒実績率による算定額を、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

2) 投資損失引当金

関係会社等への投資に対する損失に備えるため、その財政状態等を勘案し、必要額を計上しております。

3) アフターサービス費引当金

ピアノの調律及び調整費用に充てるため、当期以前に販売された台数に基づき今後の発生見込額を計上しております。

4) 製品保証引当金

製品販売後に発生する補修費用に備えるため、売上高もしくは販売台数に対して経験率により、または個別見積により計上しております。

5) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当期末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。

過去勤務債務については、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により費用処理しております。

数理計算上の差異については、各期の発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌期から費用処理しております。

- 6) 役員退職慰労引当金
役員退職時の慰労金発生に備えて、役員退職慰労金内規に基づき、期末要支給額を計上しております。
- 7) 子会社支援引当金
子会社が抱える欠損金を解消するための当社負担見込額を計上しております。
4. 収益及び費用の計上基準
延払条件付販売については、回収期限の到来日をもって売上収益実現の日としております。
5. リース取引の処理方法
リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。
6. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準
外貨建金銭債権債務は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。
7. ヘッジ会計の方法
- 1) ヘッジ会計の方法
外貨建金銭債権債務のうち、為替予約を付すものについては振当処理を行っております。また、外貨建の予定取引の為替リスクのヘッジについては繰延ヘッジ処理を行っておりません。
- 2) ヘッジ手段とヘッジ対象
ヘッジ手段 ... 先物為替予約、外貨ブット円コールオプション買建
ヘッジ対象 ... 外貨建金銭債権債務及び外貨建の予定取引
- 3) ヘッジ方針
社内管理規程に従い、通常の輸出入取引に伴う為替相場の変動によるリスクを軽減するために、先物為替予約取引及び、通貨オプション取引について、実需の範囲内で行うこととしております。
- 4) ヘッジの有効性評価の方法
ヘッジ手段とヘッジ対象のキャッシュ・フローの固定化・変動の回避との相関関係が継続的に存在する事が明らかであることから、ヘッジ会計適用のためのヘッジの有効性の評価は不要のため、行っておりません。
8. その他計算書類作成のための重要な事項
- 1) 消費税等の会計処理
消費税等の会計処理は、税抜方式によっております。

貸借対照表の注記

1. 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務
- | | | | |
|--------|-----------|--------|--------|
| 短期金銭債権 | 9,698百万円 | 長期金銭債権 | 66百万円 |
| 短期金銭債務 | 12,087百万円 | 長期金銭債務 | 122百万円 |
2. 有形固定資産の減価償却累計額 130,046百万円
3. 土地の再評価
土地の再評価に関する法律（平成10年3月31日公布法律第34号）に基づき、事業用土地の再評価を行っております。
- 1) 再評価実施日 平成14年3月31日
- 2) 再評価の方法

土地の再評価に関する法律施行令（平成10年3月31日公布政令第119号）第2条第3号に定める「地方税法第341条第10号の土地課税台帳又は同条第11号の土地補充課税台帳に登録されている価格」により算定しております。

3) 再評価を行った事業用土地の期末における時価と再評価後の帳簿価額との差額

△10,652百万円

4. 貸借対照表に計上した固定資産のほか、リース契約により使用している重要な固定資産として、コンピューター設備等があります。

5. 保証債務 505百万円

6. 輸出受取手形割引高 3,996百万円

7. 役員退職慰労引当金及び子会社支援引当金は、商法施行規則第43条に規定する引当金であります。

8. 配当制限

商法施行規則第124条第3号に規定する資産に時価を付したことにより増加した純資産額は14,263百万円であります。

9. 記載金額は百万円未満を切捨て表示しております。

損益計算書の注記

1. 関係会社との取引高

売上高 175,122百万円

仕入高 89,154百万円

営業取引以外の取引高 7,984百万円

2. 1株当たり当期純利益 49円26銭

3. 記載金額は百万円未満を切捨て表示しております。

利 益 処 分 案

当 期 未 処 分 利 益	13,258,488,470 ^円
特別償却準備金取崩高	1,600,000
圧縮記帳積立金取崩高	170,000,000
買換資産取得特別勘定積立金取崩高	565,000,000
合 計	13,995,088,470

これを次の通り処分する。

利 益 配 当 金 (1 株 につ き 10 円)	2,063,175,170
役 員 賞 与 金 (うち 監 査 役 賞 与 金)	80,000,000 (12,000,000)
特別償却準備金積立高	1,300,000
圧縮記帳積立金	301,000,000
買換資産取得特別勘定積立金	599,000,000
別 途 積 立 金 積 立 額	6,000,000,000
次 期 繰 越 利 益	4,950,613,300

(注) 平成17年12月12日に、2,063,235,690円(1株につき10円)の中間配当を実施しました。

会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

平成18年4月27日

ヤマハ株式会社
取締役会 御中

新日本監査法人

指定社員 公認会計士 河西秀治 ㊟
業務執行社員

指定社員 公認会計士 滝口隆弘 ㊟
業務執行社員

当監査法人は、「株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律」第2条第1項の規定に基づき、ヤマハ株式会社の平成17年4月1日から平成18年3月31日までの第182期営業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、営業報告書（会計に関する部分に限る。）及び利益処分案並びに附属明細書（会計に関する部分に限る。）について監査を行った。なお、営業報告書及び附属明細書について監査の対象とした会計に関する部分は、営業報告書及び附属明細書に記載されている事項のうち会計帳簿の記録に基づく記載部分である。この計算書類及び附属明細書の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から計算書類及び附属明細書に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及び附属明細書に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及び附属明細書の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。なお、この監査は、当監査法人が必要と認めて実施した子会社に対する監査手続を含んでいる。

監査の結果、当監査法人の意見は次のとおりである。

- (1) 貸借対照表及び損益計算書は、法令及び定款に従い会社の財産及び損益の状況を正しく示しているものと認める。
- (2) 営業報告書（会計に関する部分に限る。）は、法令及び定款に従い会社の状況を正しく示しているものと認める。
- (3) 利益処分案は、法令及び定款に適合しているものと認める。
- (4) 附属明細書（会計に関する部分に限る。）について、商法の規定により指摘すべき事項はない。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会の監査報告書 謄本

監 査 報 告 書

当監査役会は、平成17年4月1日から平成18年3月31日までの第182期営業年度の取締役の職務の執行に関して各監査役から監査の方法及び結果の報告を受け、協議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役の監査の方法の概要

各監査役は、監査役会が定めた監査の方針、業務の分担等に従い、取締役会及びその他の重要な会議に出席するほか、取締役等から営業の報告を聴取し、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査し、また、会計監査人から監査に関する報告及び説明を受け、計算書類及び附属明細書につき検討を加えました。子会社に対しても営業の報告を求め、必要に応じて子会社に赴き、業務及び財産の状況を調査いたしました。

取締役の競業取引、取締役と会社間の利益相反取引、会社が行った無償の利益供与、子会社又は株主との通例的でない取引並びに自己株式の取得及び処分等に関しては、上記の監査の方法のほか、必要に応じて取締役等に報告を求め、当該取引の状況を詳細に調査いたしました。

2. 監査の結果

- (1) 会計監査人である新日本監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。
- (2) 営業報告書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- (3) 利益処分に関する議案は、会社財産の状況その他の事情に照らし指摘すべき事項は認められません。
- (4) 附属明細書は、記載すべき事項を正しく示しており、指摘すべき事項は認められません。
- (5) 取締役の職務遂行に関しては、子会社に関する職務を含め、不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実とは認められません。

なお、取締役の競業取引、取締役と会社間の利益相反取引、会社が行った無償の利益供与、子会社又は株主との通例的でない取引並びに自己株式の取得及び処分等についても取締役の義務違反は認められません。

平成18年4月28日

ヤマハ株式会社 監査役会

常勤監査役 太田直幹 (印)

常勤監査役 堀越美知夫 (印)

監査役 三浦州夫 (印)

監査役 和久田晴比古 (印)

(注) 常勤監査役太田直幹及び監査役三浦州夫は、株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律第18条第1項に定める社外監査役であります。

以上

議決権の行使についての参考書類

1. 総株主の議決権の数

2,060,525個

2. 議案および参考事項

第1号議案 第182期利益処分案承認の件

議案の内容は、株主総会招集ご通知の添付書類33頁に記載のとおりであります。

当社は、連結株主資本利益率の向上を念頭において、中期的な連結利益水準をベースに、研究開発・合理化投資など経営基盤強化のために適正な内部留保を行うとともに、安定的な配当を実施することを基本方針としております。

当期末の利益配当金につきましては、1株につき10円（先に実施いたしました中間配当と合わせて年20円）とさせていただきますと存じます。

また、役員賞与金は、80百万円（うち、監査役賞与金12百万円）とさせていただきますと存じます。

第2号議案 定款一部変更の件

1. 議案の要領および変更の理由

(1) 平成18年5月1日に「会社法」（平成17年法律第86号）、「会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（以下、「整備法」）」（平成17年法律第87号）、「会社法施行規則」（平成18年法務省令第12号）および「会社計算規則」（平成18年法務省令第13号）が施行されたことに伴い、次のとおり変更するものであります。

① 「整備法」の規定に基づき次の事項について定款の定めがあるとみなされたことに伴い、所要の変更を行うものであります。

- ・取締役会、監査役、監査役会および会計監査人を置く旨の規定の新設（変更案第4条）
- ・株券を発行する旨の規定の新設（変更案第7条）
- ・名義書換代理人から株主名簿管理人への名称変更および委託事務内容の変更（変更案第12条）

② 単元未満株式について、その権利内容を明確にするための規定を新設するものであります。（変更案第10条）

③ 議決権の代理行使について、株主総会に出席することができる代理人の数を明確にするための変更を行うものであります。（変更案第16条第1項）

④ 総会開示情報の増加に対応し、情報内容の充実と費用負担の軽減を図るための株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供に関する規定を新設するものであります。（変更案第19条）

- ⑤ 監査役の異議がない場合に、取締役会の書面決議が可能となったことに伴い、緊急時に備えて取締役会の書面決議制度に関する規定を新設するものであります。(変更案第26条第 2 項)
 - ⑥ 有能な人材の確保とその期待される役割を十分発揮できるようにするため、社外監査役の責任限定契約に関する規定を新設するものであります。(変更案第37条)
 - ⑦ 会計監査人の章を新設するものであります。(変更案第 6 章、第38条、第39条)
 - ⑧ その他、定款の各条項を「会社法」の規定に整合させるための変更を行うものであります。
- (2) 公告の利便性の向上と公告掲載費用の節減のため、公告方法を原則として電子公告に変更し、併せて、事故その他不測の事態に備え、予備的公告方法を定めるものであります。(変更案第 5 条)
 - (3) 執行役員制度の定着化に伴い、取締役の員数の上限を減少するものであります。(変更案第20条第 1 項)
 - (4) 有能な人材の確保とその期待される役割を十分発揮できるようにするため、社外取締役の責任限定契約に関する規定を新設するものであります。なお、当該規定を設ける議案を本総会に提出することにつきましては、監査役の全員一致による監査役会の同意を得ております。(変更案第28条)
 - (5) その他、不要条文の削除および語句修正、条項の追加、削除に伴う条数の変更等を行うものであります。

2. 変更の内容

(下線部が変更箇所)

現 行 定 款	変 更 案
第1章 総 則	第1章 総 則
(商 号) 第1条 (条文省略)	(商 号) 第1条 (現行どおり)
(目 的) 第2条 (条文省略)	(目 的) 第2条 (現行どおり)
(本店の所在地) 第3条 (条文省略)	(本店の所在地) 第3条 (現行どおり)
(新 設)	(機 関) 第4条 <u>当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。</u> ①取締役会 ②監査役 ③監査役会 ④会計監査人
(公告の方法) 第4条 <u>当社の公告は、東京都において発行する日本経済新聞に掲載する。</u>	(公告方法) 第5条 <u>当社の公告方法は、電子公告とする。但し、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合の公告方法は、東京都において発行する日本経済新聞に掲載する方法とする。</u>
第2章 株 式	第2章 株 式
(発行する株式の総数) 第5条 <u>当社が発行する株式の総数は、7億株とする。但し、株式の消却が行われた場合は、これに相当する株式数を減ずる。</u>	(発行可能株式総数) 第6条 <u>当社の発行可能株式総数は、7億株とする。</u>
(新 設)	(株券の発行) 第7条 <u>当社は、株式に係る株券を発行する。</u>
(自己株式の取得) 第6条 <u>当社は、商法第211条ノ3第1項第2号の規定により、取締役会の決議をもって自己株式を買受けることができる。</u>	(自己の株式の取得) 第8条 <u>当社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって自己の株式を取得することができる。</u>
(1単元の株式数及び単元未満株券の不発行) 第7条 <u>当社の1単元の株式の数は、100株とする。</u> 2 当社は、1単元の株式の数に満たない株式(以下単元未満株式という。)に係る株券を発行しない。但し、株式取扱規則に定めるところについてはこの限りでない。	(単元株式数及び単元未満株券の不発行) 第9条 <u>当社の単元株式数は、100株とする。</u> 2 当社は、第7条の規定にかかわらず、単元株式数に満たない数の株式(以下「単元未満株式」という。)に係る株券を発行しない。但し、株式取扱規則に定めるところについてはこの限りでない。

(下線部が変更箇所)

現 行 定 款	変 更 案
<p>(新 設)</p>	<p><u>(単元未満株式についての権利)</u> 第10条 当社の単元未満株式を有する株主(実質株主を含む。以下同じ。)は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。 ① <u>会社法第189条第2項各号に掲げる権利</u> ② <u>会社法第166条第1項の規定による請求をする権利</u> ③ <u>株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利</u></p>
<p>(株式取扱規則) 第8条 当社の株券の種類並びに株式の名義書換、質権の登録、信託財産の表示、株券の不所持、株主(実質株主を含む。以下同じ。)としての諸届、国外株主の国内住所等の届出、株券の再発行、株券喪失登録の手続き、単元未満株式の買取りその他株式に関する取扱い及びその手数料並びに電磁的方法による株主権行使等の取扱いについては、取締役会で定める株式取扱規則による。</p>	<p>(株式取扱規則) 第11条 当社の株式に関する取扱い及び手数料は、法令又は本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規則による。</p>
<p>(名義書換代理人) 第9条 当社は、株式につき名義書換代理人を置く。 2 名義書換代理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定め、これを公告する。 3 当社の株主名簿(実質株主名簿を含む。以下同じ。)及び株券喪失登録簿は、名義書換代理人の事務取扱場所に備え置き、株式の名義書換、質権の登録及び信託財産の表示又はこれらの抹消、株券の不所持、株券の交付、株券喪失登録の手続き、単元未満株式の買取り、届出の受理等株式に関する事務は、名義書換代理人に取扱わせ、当社においては取扱わない。</p>	<p>(株主名簿管理人) 第12条 当社は、株主名簿管理人を置く。 2 株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定め、これを公告する。 3 当社の株主名簿(実質株主名簿を含む。以下同じ。)新株予約権原簿及び株券喪失登録簿の作成並びにこれらの備置きその他の株主名簿、新株予約権原簿及び株券喪失登録簿に関する事務は、株主名簿管理人に委託し、当社においてはこれを取扱わない。</p>
<p>(基準日) 第10条 当社は、毎年3月31日の最終の株主名簿に記載又は記録された議決権を有する株主をもって、その決算期に関する定時株主総会において権利を行使すべき株主とする。 2 前項のほか必要があるときは、予め公告して基準日を定めることができる。</p>	<p>(削 除)</p>

(下線部が変更箇所)

現 行 定 款	変 更 案
第 3 章 株主総会	第 3 章 株主総会
(定時及び臨時株主総会) 第11条 定時株主総会は毎年 6 月に開催し、臨時株主総会は必要があるごとに開催する。	(株主総会の招集) 第13条 当社の定時株主総会は、毎年 6 月にこれを招集し、臨時株主総会は、必要あるときに随時これを招集する。
(新 設)	(定時株主総会の基準日) 第14条 当社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年 3 月31日とする。
(招集者) 第12条 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議に基づき取締役社長が招集し、その議長となる。 2 (条文省略)	(招集権者及び議長) 第15条 株主総会は、取締役社長がこれを招集し、議長となる。 2 (現行どおり)
(議決権の代理行使) 第13条 株主は、当社の議決権を有する株主を代理人として、その議決権を行使することができる。この場合には、株主又は代理人は、総会ごとに代理権を証する書面を当会社に提出することを要する。 (新 設)	(議決権の代理行使) 第16条 株主は、当社の議決権を有する他の株主 1 名を代理人として、その議決権を行使することができる。 2 株主又は代理人は、株主総会ごとに代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない。
(決議の方法) 第14条 株主総会の決議は、法令又は定款に別段の定めがある場合を除き、出席した株主の議決権の過半数をもって決する。 2 商法第343条に定める特別決議は、総株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の 3 分の 2 以上をもって決する。	(決議の方法) 第17条 株主総会の決議は、法令又は本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。 2 会社法第309条第 2 項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の 3 分の 2 以上をもって行う。
(議事録) 第15条 株主総会の議事については議事録を作成し、議長及び出席した取締役が記名捺印したうえ、これを10年間本店に、その謄本を 5 年間支店に備え置く。	(議事録) 第18条 株主総会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載又は記録する。

(下線部が変更箇所)

現 行 定 款	変 更 案
(新 設)	<u>(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)</u> 第19条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に記載又は表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。
第4章 取締役及び取締役会	第4章 取締役及び取締役会
(取締役の数及び選任方法) 第16条 当社の取締役は30名以内とし、株主総会において選任する。 2 取締役の選任の決議は、総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって決する。 3 (条文省略)	(取締役の員数及び選任方法) 第20条 当社の取締役は15名以内とし、株主総会において選任する。 2 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。 3 (現行どおり)
(役付取締役及び代表取締役) 第17条 取締役会の決議をもって、取締役会長、取締役社長各1名及び取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を選任することができる。 2 取締役社長は、取締役会の決議に従い会社の業務を執行し会社を代表する。 3 取締役会の決議をもって、第1項の役付取締役のなかから会社を代表する取締役を定めることができる。	(代表取締役及び役付取締役) 第21条 取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。 2 取締役会は、その決議によって取締役会長、取締役社長各1名、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を定めることができる。 3 (削 除)
(任 期) 第18条 取締役の任期は、その就任後1年内の最終の決算期に関する定時株主総会終結の時までとする。	(任 期) 第22条 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度の <u>うち最終のもの</u> に関する定時株主総会の終結の時までとする。
(報酬及び退職慰労金) 第19条 取締役の報酬及び退職慰労金は株主総会で定める。	(報酬等) 第23条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益(以下「報酬等」という。)は、株主総会の決議によって定める。
(権 限) 第20条 取締役会は、取締役をもって構成し、当会社の業務執行を決定し、取締役の職務の執行を監督する。	(削 除)

(下線部が変更箇所)

現 行 定 款	変 更 案
(招集者) 第21条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長が招集し、その議長となる。 2 (条文省略)	(取締役会の招集権者及び議長) 第24条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長がこれを招集し、議長となる。 2 (現行どおり)
(招集の通知) 第22条 取締役会招集の通知は、予め取締役会で期日を定めた場合を除き、各取締役及び各監査役に対して会日の3日前に発するものとする。但し、緊急を要する場合において適当な方法で通知をするときは、この期間を短縮することができる。 (新 設)	(取締役会の招集通知) 第25条 取締役会の招集通知は、予め取締役会で期日を定めた場合を除き、会日の3日前までに各取締役及び各監査役に対して発する。但し、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。 2 取締役及び監査役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。
(決議の方法) 第23条 取締役会の決議は、取締役の過半数が出席し、その過半数をもって決する。 (新 設)	(取締役会の決議方法) 第26条 取締役会の決議は、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、出席した取締役の過半数をもって行う。 2 当会社は、会社法第370条の要件を充たす場合は、取締役会の決議の目的である事項につき、取締役会の決議があったものとみなす。
(議事録) 第24条 取締役会の議事については議事録を作成し、出席した取締役及び監査役が記名捺印したうえ、これを10年間本店に備え置く。 (新 設)	(取締役会の議事録) 第27条 取締役会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載又は記録し、出席した取締役及び監査役がこれに記名押印又は電子署名する。
(顧問又は相談役) 第25条 (条文省略)	(社外取締役の責任限定契約) 第28条 当会社は、会社法第427条第1項の規定により、社外取締役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。但し、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する額とする。
第5章 監査役及び監査役会	(顧問又は相談役) 第29条 (現行どおり) 第5章 監査役及び監査役会
(監査役の数及び選任方法) 第26条 (条文省略) 2 監査役の選任の決議は、総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって決する。	(監査役の員数及び選任方法) 第30条 (現行どおり) 2 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。
(常勤監査役) 第27条 監査役の互選をもって常勤の監査役を定める。	(常勤の監査役) 第31条 監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。

(下線部が変更箇所)

現 行 定 款	変 更 案
(任 期) 第28条 監査役の任期は、その就任後4年内の最終の決算期に関する定時株主総会終結の時までとする。	(任 期) 第32条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。
(報酬及び退職慰労金) 第29条 監査役の報酬及び退職慰労金は株主総会で定める。	(報酬等) 第33条 監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。
(権 限) 第30条 監査役会は、監査役の全員をもって組織し、その決議をもって、監査の方針、会社の業務及び財産の状況の調査の方法その他の監査役の職務の執行に関する事項を定めることができる。但し、監査役の権限の行使を妨げることとはできない。	(削 除)
(招集者及び招集の通知) 第31条 監査役会は、各監査役が招集する。 2 監査役会招集の通知は、予め監査役会で期日を定めた場合を除き、各監査役に対して会日の3日前に発するものとする。但し、緊急を要する場合において適当な方法で通知をするときは、この期間を短縮することができる。 (新 設)	(監査役会の招集通知) 第34条 (削 除) 監査役会の招集通知は、予め監査役会で会日を定めた場合を除き、会日の3日前までに各監査役に対して発する。但し、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。 2 監査役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査役会を開催することができる。
(決議の方法) 第32条 監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもって決する。	(監査役会の決議方法) 第35条 監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。
(議事録) 第33条 監査役会の議事については議事録を作成し、出席した監査役が記名捺印したうえ、これを10年間本店に備え置く。	(監査役会の議事録) 第36条 監査役会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載又は記録し、出席した監査役がこれに記名押印又は電子署名する。
(新 設)	(社外監査役の責任限定契約) 第37条 当社は、会社法第427条第1項の規定により、社外監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。但し、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する額とする。
(新 設)	第6章 会計監査人
(新 設)	(選任方法) 第38条 会計監査人は、株主総会において選任する。

(下線部が変更箇所)

現 行 定 款	変 更 案
(新 設)	<u>(任 期)</u> 第39条 会計監査人の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。 2 前項の定時株主総会において別段の決議がなされないときは、当該定時株主総会において再任されたものとする。
第6章 計 算	第7章 計 算
(営業年度) 第34条 当会社の営業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとし、その末日をもって決算期とする。	(事業年度) 第40条 当会社の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までの1年とする。
(利益配当金) 第35条 利益配当金は、決算期の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録質権者に支払う。 (新 設)	(剰余金の配当の基準日) 第41条 当会社の期末配当の基準日は、毎年3月31日とする。 2 前項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。
(中間配当) 第36条 当会社は、取締役会の決議により、毎年9月30日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録質権者に対し、商法第293条ノ5の規定による金銭の分配(以下中間配当という)をすることができる。	(中間配当) 第42条 当会社は、取締役会の決議によって、毎年9月30日を基準日として中間配当をすることができる。
(配当金の除斥期間等) 第37条 利益配当金及び中間配当金が支払開始の日から満3年を経過しても受領されないときは、当会社はその支払の義務を免れる。 2 未払の利益配当金及び中間配当金に対しては、利息を付けない。	(配当の除斥期間) 第43条 配当財産が金銭である場合は、その支払開始の日から満3年を経過してもなお受領されないときは、当会社はその支払義務を免れる。 2 (削 除)
附 則 第18条の規定にかかわらず、平成16年6月25日開催の第180期定時株主総会において選任された取締役の任期は、平成18年開催の定時株主総会終結の時までとする。	(削 除)

第3号議案 取締役8名選任の件

本総会終結の時をもって取締役全員が任期満了となりますので、取締役8名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴および他の会社の代表状況	所有する 当社株式の数
1	きしだ かつ ひこ 岸田 勝彦 (昭和16年11月19日生)	昭和41年4月 当社入社 平成4年4月 同 ビアノ事業本部長 平成6年6月 同 取締役 平成10年6月 同 常務取締役 平成12年4月 同 専務取締役 平成16年6月 同 代表取締役会長 現在に至る	32,289株
2	いとう しゅう じ 伊藤 修二 (昭和17年11月1日生)	昭和40年4月 当社入社 昭和59年7月 ヤマハ ケンブル ミュージック 取締役社長 昭和63年6月 当社取締役 平成5年7月 同 常務取締役 平成9年6月 同 代表取締役専務 平成12年4月 同 代表取締役社長 現在に至る	39,988株
3	かとう ひろかず 加藤 博万 (昭和19年3月8日生)	昭和41年4月 当社入社 平成8年3月 同 エレクトロニクス開発セン ター長 平成10年6月 同 取締役 平成15年6月 同 常務取締役 現在に至る 平成18年5月 同 技術・開発担当、サウンド ネットワーク事業部、コンテン ツ事業推進部、開発戦略室、 eヤマハ室担当 現在に至る	8,300株
4	くろえ つねお 黒江 常夫 (昭和21年2月2日生)	昭和43年4月 当社入社 平成11年7月 同 経営企画室長 平成12年6月 同 取締役 平成17年6月 同 常務取締役 現在に至る 平成17年6月 同 人事・労政担当、経営企画 室、人事部、情報システム部担当 現在に至る	14,100株
5	はせがわ とある 長谷川 至 (昭和11年5月15日生)	昭和35年4月 ヤマハ発動機株式会社入社 昭和60年7月 同 取締役 平成9年6月 同 常務取締役 平成12年6月 同 専務取締役 平成13年4月 同 代表取締役社長 平成15年6月 当社取締役 現在に至る 平成17年1月 ヤマハ発動機株式会社取締役 会長 現在に至る	5,000株

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴および他の会社の代表状況	所有する 当社株式の数
6	や はた やす し 八 幡 泰 司 (昭和29年3月16日生)	昭和53年4月 当社入社 平成16年6月 同 執行役員 平成16年6月 同 生産技術統括本部長 平成17年6月 同 取締役 現在に至る 平成17年10月 同 製造担当、カーパーツ事業部、品質・生産技術部、プロダクティブテクノロジー事業戦略推進室担当 現在に至る	3,200株
7	うめ むら みつる 梅 村 充 (昭和26年3月6日生)	昭和50年4月 当社入社 平成12年4月 ヤマハ コーポレーション オブ アメリカ取締役社長 平成13年2月 当社執行役員 平成15年5月 同 楽器事業本部長 現在に至る 平成15年6月 同 上席執行役員 現在に至る	13,800株
8	おか べ ひろお 岡 部 比呂男 (昭和26年11月15日生)	昭和49年4月 当社入社 平成12年4月 同 管・教育楽器事業部長 平成15年6月 同 執行役員 現在に至る 平成15年11月 同 楽器事業本部副本部長 現在に至る 他の会社の代表状況 広州ヤマハ・珠江鋼琴有限責任公司董事長	3,000株

- (注) 1. 長谷川至は、会社法施行規則第2条第3項第7号に定める社外取締役候補者であります。
2. 取締役候補者のうち、当社との間に特別の利害関係を有する者は次のとおりであります。
- ①伊藤修二
財団法人ヤマハ音楽振興会の理事長を兼務し、当社は同財団法人に音楽教室の運営に伴う講師費用の支払等があるとともに、音楽教室事業において、当社の全額出資子会社が同財団法人と就業関係にあります。
- ②黒江常夫
ヤマハ企業年金基金の理事長を兼務し、当社は同基金に対し年金掛金の支払等があります。
ヤマハ健康保険組合の理事長を兼務し、当社は同組合に対し保険料の支払等があります。
ヤマハ共済会の理事長を兼務し、当社は同会に対し会費の拠出があります。
- ③岡部比呂男
広州ヤマハ・珠江鋼琴有限責任公司の董事長を兼務し、当社および当社の全額出資子会社は、同社と製品の売買取引等があります。
3. 上記取締役候補者は、いずれも本総会で取締役に選任された場合、本総会最終後に開催される取締役会において「当社株式の大量買付提案への対応方針（買収防衛策）」（その概要は営業報告書15頁から18頁までに記載のとおり）の継続に賛成することを予め表明しております。
- なお、同取締役会において当該対応方針の継続が承認された場合の当該対応方針の有効期限は平成19年6月に開催される定時株主総会最終後、最初に開催される取締役会最終時までとします。当社取締役の任期は1年であり、取締役の改選をとおして、毎年当該対応方針継続の是非を株主の皆様にご判断いただきます。また、当該対応方針を継続することを決定した場合でも、企業価値・株主全体の利益の確保・向上の観点から、随時その見直しを行ってまいります。

第4号議案 監査役1名選任の件

監査役和久田晴比古氏は、本総会終結の時をもって辞任されますので、監査役1名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案の提出につきましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は、次のとおりであります。

氏名 (生年月日)	略歴および他の会社の代表状況	所有する 当社株式の数
寺井康晴 (昭和22年7月12日生)	昭和49年8月 ヤマハ発動機株式会社入社 平成11年6月 同 取締役 平成13年6月 同 取締役退任 平成18年1月 ヤマハモーターソリューション 株式会社代表取締役社長 現在に至る 他の会社の代表状況 ヤマハモーターソリューション株式会社 代表取締役社長	3,000株

- (注)1. 寺井康晴は、会社法施行規則第2条第3項第8号に定める社外監査役候補者であります。
2. 寺井康晴は、ヤマハモーターソリューション株式会社の代表取締役社長を務め、当社は同社とコンピューターソフト開発委託取引があります。

第5号議案 退任取締役および退任監査役に対する退職慰労金贈呈ならびに取締役および監査役に対する退職慰労金制度廃止に伴う退職慰労金打切り支給の件

本総会終結の時をもって退任される取締役花本眞也、牧野時久および監査役和久田晴比古の3氏に対し、在任中の労に報いるため、当社所定の「役員退職慰労金算定基準」に従い、退職慰労金を贈呈いたしたいと存じます。なお、その具体的金額、贈呈の時期、方法等は、取締役につきましては取締役に、また監査役につきましては監査役の協議にご一任願いたいと存じます。

また、当社は、取締役および監査役の報酬制度見直しの一環として、平成18年4月28日開催の取締役会において、本総会終結の時をもって役員退職慰労金制度を廃止することを決議しました。これに伴い、第3号議案が原案どおりご承認されることを条件として、重任する取締役岸田勝彦、伊藤修二、加藤博万、黒江常夫、長谷川至の5名および在任中の監査役太田直幹、堀越美知夫、三浦州夫の3名に対し、当社所定の「役員退職慰労金算定基準」に従い、本総会終結までの在任期間に相当する退職慰労金を贈呈いたしたいと存じます。贈呈の時期は、各取締役および監査役の退任時とし、その具体的金額、方法等は、取締役につきましては取締役に、また監査役につきましては監査役の協議にご一任願いたいと存じます。

退任する各氏の略歴は、次のとおりであります。

氏名	略歴
はなもと しんや 花本 眞也	平成9年6月 当社取締役 現在に至る
まきのとき ひさ 牧野 時久	平成15年6月 当社取締役 現在に至る
わくだ はるひこ 和久田 晴比古	平成15年6月 当社監査役 現在に至る

打切り支給の対象となる第3号議案をご承認いただいた場合に重任する取締役および在任中の監査役の略歴は、次のとおりであります。

氏名	略歴
きしだ かつ ひこ 岸田 勝彦	平成6年6月 当社取締役 平成10年6月 同 常務取締役 平成12年4月 同 専務取締役 平成16年6月 同 代表取締役会長 現在に至る
いとう しゅう じ 伊藤 修二	昭和63年6月 当社取締役 平成5年7月 同 常務取締役 平成9年6月 同 代表取締役専務 平成12年4月 同 代表取締役社長 現在に至る
かとう ひろかず 加藤 博万	平成10年6月 当社取締役 平成15年6月 同 常務取締役 現在に至る
くろえ つね お 黒江 常夫	平成12年6月 当社取締役 平成17年6月 同 常務取締役 現在に至る
はせがわ とおる 長谷川 至	平成15年6月 当社取締役 現在に至る
おおた なお もと 太田 直幹	平成6年6月 当社常勤監査役 現在に至る
ほりこし みち お 堀越 美知夫	平成13年6月 当社常勤監査役 現在に至る
みうら くに お 三浦 州夫	平成15年6月 当社監査役 現在に至る

以上

電磁的方法（インターネット等）による議決権行使のお手続きについて

1．インターネットをご利用される皆様へ

インターネットにより議決権を行使される場合は、下記事項をご確認のうえ、行使していただきますようお願い申し上げます。

- ①インターネットによる議決権行使は、当社の指定する議決権行使サイト（<http://www.web54.net>）をご利用いただくことによつてのみ可能です。
なお、議決権行使サイトは、携帯電話を用いたインターネットではご利用いただけませんのでご了承ください。
- ②インターネットにより議決権を行使される場合は、議決権行使書用紙右片に記載の議決権行使コードおよびパスワードが必要となります。今回ご案内するパスワードは、原則として本株主総会に關してのみ有効です。次回の株主総会の際には、新たなパスワードを発行いたします。
- ③インターネットによる議決権行使は、議決権行使結果の集計の都合上、可能な限り株主総会前日の平成18年6月26日（月曜日）の午後5時までに行使されますようお願いいたします。
- ④インターネットと書面の両方で議決権行使をされた場合は、後に到着したものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。ただし、この両方が同日に到着した場合は、インターネットによるものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。
- ⑤インターネットにより複数回、議決権行使をされた場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。
- ⑥議決権行使サイトへのアクセスに際して発生する費用は、株主様のご負担となりますのでご了承ください。

●インターネット議決権行使に関するお問い合わせ

中央三井証券代行ウェブサポート

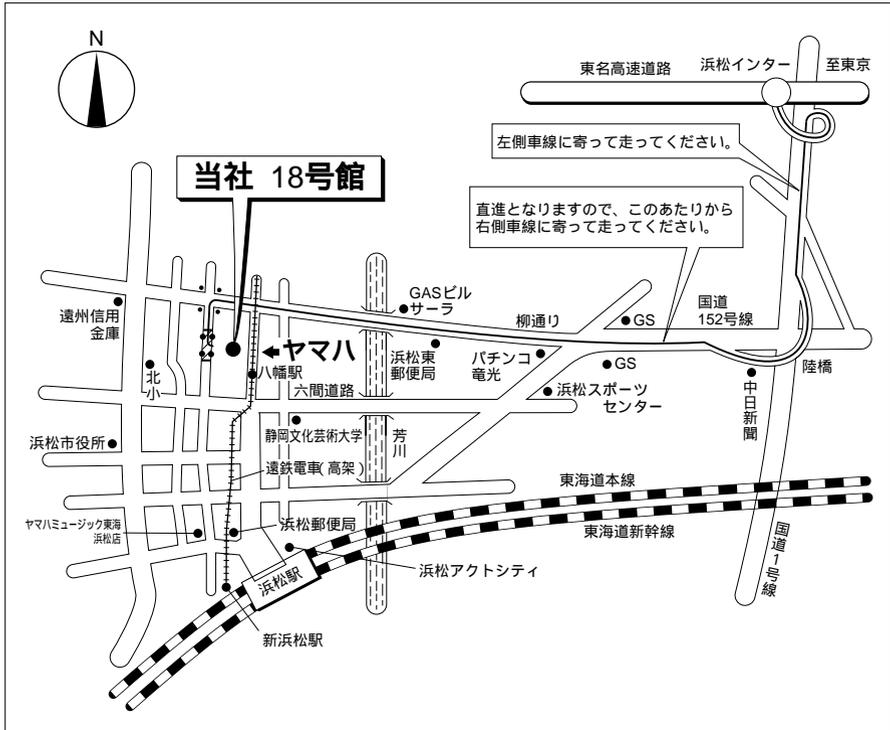
電話 03(5677)2031

受付時間 土日休日を除く 9:00~21:00

2．機関投資家の皆様へ

管理信託銀行等の名義株主様（常任代理人様を含みます。）につきましては、議決権電子行使プラットフォームのご利用を事前に申し込まれた場合には、当社株主総会における電磁的方法による議決権行使の方法として、当該プラットフォームをご利用いただくことができます。

株主総会会場ご案内図



浜松市中沢町10番1号

電話 (053) 460-2800

(浜松駅より約2 km、遠鉄八幡駅より徒歩約3分、)
浜松インターより車で約30分。)